



消防だより

令和5年5月号



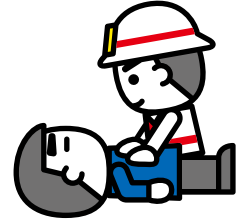
「子どもが窒息?!そんなとき、あなたはどうか?」

～子どもの誤嚥・窒息時の対処方法について～

子どもは好奇心で何でも口の中に物を入れようとします。
子どもが物を詰まらせ、窒息が疑われるときは一刻も早い対処が必要です。
そんなとき、あなたはどうしますか?すぐ行動にうつせますか?

子どもがおもちゃやアメ玉などの食べ物を飲み込んで、喉に詰まり気道が塞がってしまうと、僅かな時間で重篤化し死亡することもあります。

身体の小さな乳幼児の異物の除去方法は大人の応急処置とは異なります!!
正しい対処法をしっかりと学んでおきましょう。



①まずは119番通報 ②背部叩打法

1. 救助者の片腕に、乳児をうつ伏せに乗せ、手の平で乳児の顎を支えながら、頭を身体よりも低く保ちます。
2. もう一方の手の平の基部で、背中の中を数回強く叩きます。
3. 反応が無くなった場合は、子どもの心停止に対する心臓マッサージを開始します。

※処置の際に、異物が見えた場合は取り除きますが、見えない場合や見えにくい場合は無理に指を入れたりしないようにしましょう!

異物を探すために、心臓マッサージを中断しないでください。

★すぐに119番に通報する事は大前提ですが、救急車が来るまでにできる窒息時の応急手当がとても重要となり、今から学んでおくことが大切です。

子どもの命を守るため慌てず適切に行動できるよう救命講習を是非受講しておきましょう!

△救命講習は、乳幼児を模した人形を用いて窒息時の対処方法を実際に体験し、実践的な技術を学ぶ事ができ、誰でも受講することが可能です。

また、誤嚥・窒息時の対処方法を学べる講習を多くの方に理解・受講して頂くため、消費者庁では主に0歳～小学生入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を配信しています。パソコンや携帯電話で、手軽に情報収集をする事が出来ますので、子どもの事故防止のために是非ご活躍ください。



消防用設備等の点検報告のお願い

防火対象物の所有者等(所有者・管理者・占有者)は、消防用設備を設置した場合、定期的に点検を行い、消防署へ報告する義務があることはご存じでしょうか。

★点検対象施設とは：150㎡以上の店舗、全ての飲食店、ホテル、共同住宅等

当本部では、点検報告の向上を推進するため、建物の規模により、資格がなくても、比較的点検の容易な消火器と誘導標識について、点検から報告書作成までを補助するウェブアプリをホームページ上に掲載致しました。この機会に、ご自身で点検報告をしてみませんか。

消防用設備点検アプリURL

<http://www.town.kumejima.okinawa.jp/docs/2021020200018/>



※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。※住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。 ※違反對象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置の場合、消防法令違反となり公表の対象になることがあります。



3月 出動状況

・救 急 …………… 30件 (87件)	・風水害 …………… 0件 (0件)
・火 災 …………… 2件 (2件)	・捜 索 …………… 0件 (0件)
・救 助 …………… 0件 (0件)	・その他 …………… 1件 (4件)

※令和5年1月からの件数

()は、令和5年累計

合計…………… 33件 (93件)